

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成20年3月3日（月）

社会・援護局 総務課

# 目 次

	頁
<b>(重点事項)</b>	
1 先駆的・試行的事業の実施について	1
2 災害対策等について	10
<b>(連絡事項)</b>	
1 全国福祉事務所長会議の開催について	23
2 社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰について	24
<b>(参考資料)</b>	
1 平成20年度予算(案)の概要	27
2 平成20年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	33
3 災害救助法の概要	34
4 災害救助法適用基準	35
5 新潟県中越沖地震における厚生労働省関係の主な初動対応	36
6 新潟県中越沖地震の被害状況及び対応について	39
7 災害時要援護者の避難支援対策の推進について	50
8 「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について	56
9 平成19年における災害救助法の適用状況等について	73

# 重点事項

# 1 先駆的・試行的事業の実施について

## (1) 社会福祉推進事業について

21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的として、社会福祉施策の各分野に関わる地方自治体、公益法人等の先駆的・革新的な取組に対して助成を行う事業である。

当事業は、平成20年度に新たに創設される事業であり、内容、事務手続き等については以下のとおり定めることを予定しているので、管内市町村等に周知するとともに、事業の実施についても併せてご検討をお願いしたい（現時点における実施要綱（案）は別添を参照）。

### 社会福祉推進事業について（案）

#### 1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

#### 2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

#### 3. 対象事業

21世紀にふさわしい福祉社会の構築を目指し、以下の5つの視点から実施される事業であり、独創的な調査研究あるいは革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

① ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」(以下、「地域住民」という。)のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」(以下、「地域住民等」という。)はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

**例)・宅急便会社と民生委員の連携による1人暮らし高齢者のニーズ把握方法の調査研究事業**

・大都市における低所得者の実態に関する調査研究

・共に民生委員を目指す夫婦向け「夫婦(めおと)講座」開設モデル事業

② サービスの提供(支援)に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

**例)・地域住民との長期的な信頼関係を築くことの出来る人材の養成プログラム開発事業**

・ひきこもった若者の在宅起業支援モデル事業

③ ニーズからサービスへのつなぎ(調整)に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

**例)・福祉専門職と他分野の職種との協働を推進するネットワークの構築促進事業**

・地域福祉の拠点として複数事業を展開する社会福祉法人の新しい経営の在り方研究

④ 活動基盤(資金、拠点)の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

**例)・居酒屋等における携帯電話を利用した効果的な募金システムの開発事業**

・廃校となった小学校の空き教室を中心とした地域の連絡システム開発事業

⑤ 従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

**例)・家出や薬物中毒などにより教育の機会を失った若年者の学習支援と拠点確保の連携モデル事業**

・保護司と民生委員と民間企業の協働による出所後の生活支援モデル事業

#### 4. 経費の補助

(1) 総事業費：5億円

(2) 補助率：10/10

(3) 基準額：1件当たり2,500万円以内を基本とする。

(4) 対象経費：社会福祉推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

なお、一部事務組合又は広域連合において処理する事務に要する市町村の経費を含むものとする。

#### 5. 評価検討のための委員会の設置

有識者による「社会福祉推進事業評価委員会（仮称）」において採択すべき案を検討し、また採択された各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表する。

#### 6. 執行スケジュール（案）

平成20年3月	実施要綱・交付要綱の通知
5月上旬	事業実施協議締め切り
5月下旬	評価・検討のための委員会の開催
6月上旬	採択、内示

# 地域福祉

## 対象者

様々な問題を抱える  
地域住民

[制度の内と外]

- ・障害
- ・高齢
- ・病気
- ・子育て
- ・生活保護 など

[制度の谷間]

- ・生活困窮
- ・ひきこもり
- ・徘徊死
- ・社会的孤立
- ・虐待・DV
- ・難病
- ・多重債務
- ・消費者被害 など

## 住民同士の支え合いの輪

### ①ニーズの発見

- ・地域住民(個人・組織)による発見
- ・行政等との連携による発見

### ②サービスの提供(支援)

- ・地域住民(個人・組織)による支援
- ・行政等との連携による支援

### ④活動基盤(資金、拠点)の確保

- ・「共同募金/寄付/会費/税金/保険料」「自宅/集会所/空き教室/空き店舗」などの活用

### ③調整

## 担い手

[個人]

- ・隣人
- ・福祉委員
- ・民生委員など

[組織]

- ・ボランティア団体
- ・自治会・町内会
- ・NPO法人 など

地域住民

- ・ケアマネジメント
- ・運営協議会

コーディネーター

行政・事業者・専門家

[行政]

- ・市町村
- ・都道府県

[事業者]

- ・社会福祉法人
- ・株式会社 など

[専門家]

- ・医療・保健・福祉・司法・教育等の  
諸分野

## 環境整備(行政の役割)

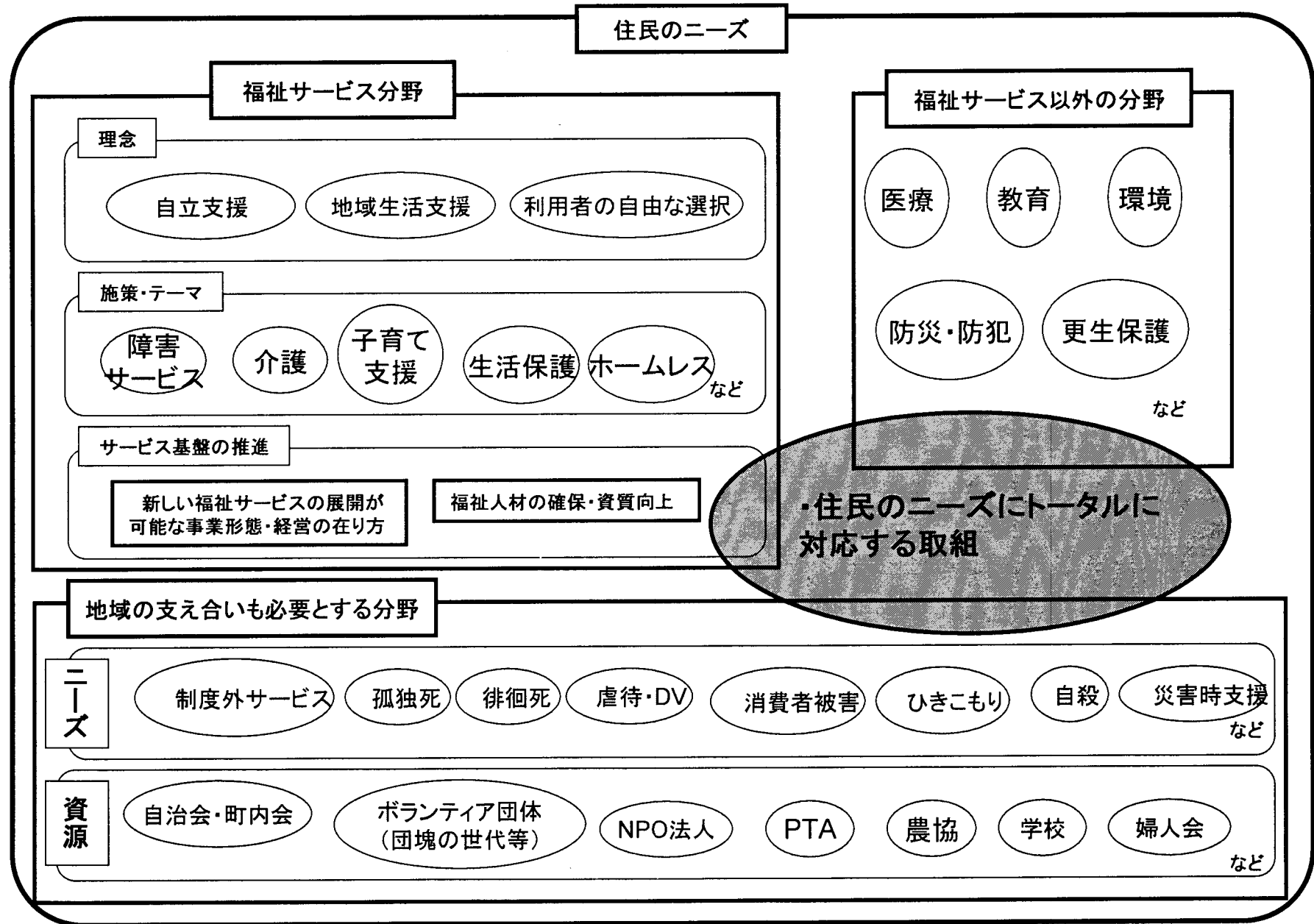
住民同士の支え合いの輪を整える

- ・①「ニーズの発見」・②「サービスの提供(支援)」・③「「ニーズの発見」と「サービスの提供(支援)」の調整」のそれぞれを担う人材・組織・専門家の養成(啓蒙、研修、法的な整備など)
- ・④活動基盤の充実(助成、法的な整備など)

※対象者・担い手としてあげられたものはあくまでも参考例であり、すべてではない。

⑤社会福祉推進事業では、従来型の福祉サービスでは対応してこなかった分野や、住民のニーズにトータルに対応する取組も対象とする予定。

社会福祉推進事業の視点⑤





## 社会福祉推進事業実施要綱

### 1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業等に対して助成を行い、もって21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

### 3. 対象事業

別紙の視点から実施される事業で、独創的な調査研究あるいは革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

### 4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

(別紙)

## 社会福祉推進事業の実施に際しての視点

### ① ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」(以下、「地域住民」という。)のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」(以下、「地域住民等」という。)はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

### ② サービスの提供(支援)に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

### ③ ニーズからサービスへのつなぎ(調整)に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

### ④ 活動基盤(資金、拠点)の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

### ⑤ 従来 of 枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

## (2) 町村福祉事務所設置推進支援事業について

町村において福祉事務所を設置することは、生活保護を含むすべての福祉サービスを一元的に実施することにより、住民が身近な地域でサービスを受けやすくなり、総合的で調整のとれた福祉サービスが提供されるなどのメリットがある。

このため、都道府県福祉事務所における生活保護等の事務を町村へ移行することについて、先駆的・試行的な取組を実施する自治体を支援する事業を新たに創設したところである。

当事業は、生活保護の適正化事業の一つとして、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中に盛り込まれる予定となっており、内容等については、以下のとおり実施する予定であるので、都道府県におかれては、管内町村に本事業を周知するとともに、都道府県福祉事務所のあり方を含め積極的な検討をお願いしたい。

### 町村福祉事務所設置推進支援事業について（案）

#### 1. 目的

町村部の生活保護に関する事務については、都道府県福祉事務所で実施されているところである。

近年、住民の身近な地域において、総合的で調整のとれた福祉サービスを提供するため、生活保護を含むすべての福祉サービスを連携して実施することが必要になってきている。

また、市町村合併に伴い、都道府県福祉事務所の中には1町村又は2町村のみを管轄する事務所や所管区域が飛び地になっている事務所が増えてきており、結果として、福祉事務所の業務の円滑な運営に支障を来すことが懸念されている。

このような状況において、都道府県福祉事務所における生活保護等の事務を町村へ移行する先駆的・試行的な取組を実施する自治体に対し助成を行うことにより、町村における生活保護行政の円滑な実施の推進を図ることを目的とする。

#### 2. 事業の実施主体

都道府県、町村

### 3. 事業内容

#### (1) 都道府県事業

町村福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて福祉事務所を設置する町村を支援する都道府県が行う以下の事業に対し補助する事業

- ・ 移行等に向けての検討会等開催事業
- ・ 先駆的事務所における実地調査事業
- ・ 生活保護業務に携わる町村職員養成研修事業
- ・ 移行後の町村におけるフォローアップ事業 等

#### (2) 町村事業

福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて設置する町村が行う以下の事業に対し補助する事業

- ・ 先駆的事務所における実地調査事業
- ・ 県本庁等における現業員研修等参加事業
- ・ 社会福祉主事資格取得支援事業
- ・ 相談室設置に係る費用
- ・ 生活保護業務システム構築事業 等

### 4. 経費の補助等

(1) 補助率：1／2

(2) 対象経費：町村福祉事務所設置推進支援事業に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等

(3) 本事業は、福祉事務所を設置する日の属する年度及びその前年度に実施するものとする。

## 2 災害対策等について

### (1) 防災態勢の強化について

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、能登半島地震、新潟県中越沖地震、また、豪雨や大型の台風などにより全国各地で大規模な災害が発生したところであり、自然災害は、いつでもどこでも起こりうるということを改めて認識させられたところである。

従前より、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、特に自治体内部はもとより、平時より関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

また、昨年の新潟県中越沖地震の教訓を生かすためにも、その時の主な初動対応について整理したので、今後の態勢強化等に活かしていただくようお願いしたい（巻末資料を参照）。

### (2) 災害救助法等の運用について

#### ア 災害救助に係る実施体制の整備

##### ① 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であるため、災害発生の際には、迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法の適用や応急救助の実施等にあたって迅速かつ円滑な対応を行われたい。

- a 法の適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行い、速やかに知事等の決裁手続きをとるなど十分な対応を行われたい。

(参考) 適用基準の考え方について

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村の区域の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定めている。

しかし、この滅失世帯数に達しない場合であっても、第3号後段の規定に基づき、

- ① 多数の世帯の住家が滅失した場合であって、
- ② 被害地域において、食品の給与に特殊の補給方法を必要としたり
- ③ 救出に特殊の技術を必要とする場合は、

法を適用することが可能となっている。

また、施行令第1条第1項第4号に基づき、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも、法を適用することは可能となっている。

- b 法の適用の判断に際しては、前述の適用基準の考え方にあるように、被害住家の数だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれが生じた場合にも適用できるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっているので、実際の適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、判断をなされたい。

特に市町村合併については、合併前の人口規模では滅失世帯数の基準に達するものの、合併後の人口規模では達しない場合も起こりうる。このような場合にも、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じることはないのか十分に検討の上、適切な法適用の判断をなされたい。

- c 法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について逐次情報提供されたい。また、必要に応じて、担当職員の現地派遣を行うなどにより、救助の実施状況の把握や市町村への

支援に努められたい。

- d 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応とともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用して福祉避難所を開設するなどの対応を行われたい。

また、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるため、ご留意願いたい。なお、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備を図るとともに、こうした対応について、市町村に対しても周知を図られたいこと。

(参考) 福祉避難所にかかる災害救助費の対象経費について

福祉避難所においては、①概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員の設置、②高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の用意、及び③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具など）の用意等が必要になると考えられ、法が適用された場合、これらにかかる実費が災害救助費の対象経費となる。

- e 法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。このように、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。

なお、都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を例年5月に開催しているので、当該会議内容についても伝達されたい。

特に大規模災害時には避難所の長期化が予想されることから、避難所の環境整備、また、避難所を早期に解消するためにも応急修理の迅速な実施、応

急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行われたい。

(参考) 避難所の環境整備について

避難所が長期化する場合には、例えば体育館の床に畳・マット、カーペットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器や洗濯機を置く、といった対応が必要になる。また、仮設トイレ（洋式を含む）や簡易シャワー、簡易風呂等の設置も必要になる。これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

※ なお、法が適用された災害においては、これらの環境整備のため一般基準では対応できない場合は特別基準の設定が可能である。市町村にも事前に周知願いたい。

f 応急仮設住宅については、大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。

また、大規模災害が発生し、相当数の住家に被害が生じた場合、発災後ただちに、おおよその見込数をもって発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画を修正するなどにより、速やかな対応を図られたい。このため、大規模災害においては、ある程度の空き戸が生じることはやむを得ないので、厚生労働省に協議をされたい。

なお、災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置が行えるよう、設置に関する手引きの作成や図上訓練の実施等により、あらかじめ災害発生時の実務や事前準備等を明確にされたい。

g 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。

h 住宅の応急修理については、被災者が一日も早く住み慣れた住家に戻るためにも速やかな実施を求められている。このため、委任を受ける市町村が迅



速に取り掛かれるようあらかじめ応急修理の実施要領等を作成し、市町村職員に研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者を指定し、名簿を作成するなどの準備をされたい。

なお、応急修理の実施期間については、1月以内に完了することとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、実態等に即した必要な期間を当室と協議の上、実施期間を延長することは可能となっている。

## ② 市町村への助言

市町村における災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、管内市町村の状況等を十分把握した上で、次の事項に留意して適切な助言を行われたい。

- a 被害状況の把握については、法の適用の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行う必要がある。

このため、予め管内市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保するなどの助言をお願いしたい。

### (参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について」（平成16年10月28日府政防第842号）が発出されている。

- b 特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるもので、市町村からの情報が重要となってくる。常日頃から被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底すること。

- c 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制の確保を徹底すること。
- d 法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。
- e 災害発生後、混乱した状況下においても被災者のニーズが的確に把握できる体制を整えるとともに、救助の実施状況や必要な応援等について都道府県へ迅速な報告をするよう徹底すること。
- f 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画及び関係諸規定の点検を図ること。

### ③ 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために都道府県が管内市町村に対して関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

この趣旨を踏まえて、各自治体における災害対応時における経験や地域住民の要望等を踏まえて、被害の軽減化や未然防止化及び応急救助における各部局間・行政間等の関係者間での認識の一致等を目指して本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

また、昨今多発している自然災害の経験を教訓として、例えば、避難所の運営や福祉避難所の支援に係るマニュアルの作成等についても補助対象としているので、ご承知おき願いたい。

特に、福祉避難所のリーフレット等の作成及びその他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方向なので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 1 / 2

ウ 具体的な内容

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット（特に福祉避難所に関するもの）、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成
- ・ 危機管理専門家等の講演会 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

- ・ 災害時の心のケア活動研修会
- ・ 図上訓練の実施
- ・ 各種事項のマニュアルの作成（発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等）
- ・ 応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会の開催 等

④ 都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月下旬に予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

## イ 災害救助基準等

### ① 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき実施されているところである。平成20年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

### ② 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合には、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

## ウ 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者への対応については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」及び「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」でお示ししているところであるが、昨年7月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。このような認識の下、昨年12月、政府においてとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」において、災害時要援護者の避難支援対策の促進がその一つとして位置づけられ、内閣府、消防庁、厚生労働省及び国土交通省連名通知の「災害時要援護者の避難支援対策の推進について（平成19年12月18日）」を発出し、各都道府県の協力を求めるとともに、この通知の中でお示しすることになっていた市区町村の取組の参考となる『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』（平成20年2月19日）を上述の関係省庁連名通知で発出したところである。ついては、次の事項についても留意しつつ、災害時要援護者支援について万全な体制を図られたい。

- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、法上、特別の配慮のための実費を加算することができることとなっている（①-d-（参考）を参照）。  
 しかしながら、現在、十分に指定等の準備がなされている状況にはないことから、市町村と連携しながら、福祉避難所の事前指定を進められたい。
- 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取り組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたい。
- 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたい。なお福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。

（参考）

ア 要援護者支援として福祉避難所以外の避難所においても対応が求められるもの

- ・バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置
- ・紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄、又は事業者団体等との協定の締結等により円滑な供給体制の整備。なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。

イ 要援護者の態様に応じた支援について

- ・要援護者の様々なニーズについては、避難支援プランの個別計画で把握するとともに、避難訓練等において当事者が参加することによって具体的なニーズが顕在化するものである。
- ・例えば、人工透析を行う医療機関の稼働状況に係る情報や視覚障害

者に対応した情報提供など避難所における情報提供は要援護者にとって重要なものである。

## エ 災害弔慰金等

### ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間で連絡を密に取られるよう、管内市町村に対して周知願いたい。

### ② 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

なお、居住の事実がないにもかかわらず住民登録地で被災し、家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うようご留意願いたい。

## (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

### ア 国民保護救援基準の改定

平成20年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改定作業を行う予定であるが、詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

## イ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護の救援に関するマニュアル作成事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としているところであるため、運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図りたい。

### （参考）国民保護（救援）関連対策事業の概要

#### ○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

ア 実施主体 都道府県、指定都市

イ 補助率 1/2

ウ 具体的な内容

#### 国民保護の救援に関するマニュアル作成事業

武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が救援に関するマニュアル等を作成する。

## ウ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC（N：NUCLEAR「核」、B：BIOLOGICAL「生物」、C：CHEMICAL「化学」）災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備しているところであるため、ご承知おき願いたい。

### （参考）国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要

#### ○除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く（除染）ための資機材。

#### ○防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護

する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。



# 連 絡 事 項

## 1 全国福祉事務所長会議の開催について

平成20年度の全国福祉事務所長会議については、以下のとおり実施する。

会議の内容は、生活保護基準をめぐる最近の動向・生活保護制度の適正な運営・多様な自立支援プログラムの整備に関する行政説明・有識者による講演・事例の紹介を予定している。

詳細については追って連絡することとするが、所長を始めとする全国の福祉事務所職員の励みとなるような内容を検討しているところであり、管内のすべての福祉事務所長が出席できるよう格段の御配慮をお願いしたい。

### ○ 全国福祉事務所長会議日程

- ・日 時 平成20年4月25日（金）  
10：00～17：00（予定）
- ・場 所 東京ビッグサイト国際会議場  
（東京都江東区有明3-21-1）
- ・内 容 行政説明、講演、事例紹介

## 2 社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであるが、平成20年度については、これまでの表彰区分に加え、「母子福祉資金の貸付等に関する法律」施行55周年記念を迎えることから、母子自立支援員（母子相談員）を対象とした特別表彰を実施する予定である。現在、実施要領の見直しを進めているところであり、詳細については後日通知する。

また、各表彰分野の候補者選定に当たっては、例年、一定の分野に偏ることなく、幅広い観点から推薦をお願いしているところである。特に昨年度創設された「地域福祉活動功労者」については、自治会・町内会等が今後の地域福祉活動の重要な担い手として活躍していく動機付けともなることから、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、より積極的な候補者の掘り起しと推薦にご協力願いたい。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成20年7月31日までにご提出いただくよう併せてお願いしたい。

(参考) 平成20年度全国社会福祉大会日程

- ・開催日 平成20年11月7日（金）
- ・場 所 日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園内）

### 母子自立支援員（母子相談員）の特別表彰実施要領（案）

#### 1 趣旨

この表彰は、現在の「母子及び寡婦福祉法」の前身である「母子福祉資金の貸付等に関する法律」制定後の節目に当たり、多年母子自立支援員（母子相談員）としてその業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者に対して行うものであること。

#### 2 被表彰者の範囲

母子自立支援員（母子相談員）として、人格、見識共に優れ、その功績が特に顕著であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 旧母子福祉資金の貸付等に関する法律第15条又は母子及び寡婦福祉法第8条に規定する母子自立支援員（母子相談員）としての従事年数が

通算して20年以上であって、現に在職しているもの。  
(2) 過去において、厚生労働大臣から感謝状を受けたもの。

### 3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、2に該当する者があるときは、別紙様式8により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書を作成し提出すること。
- (2) 被表彰者に該当するもので、過去において褒章条例による藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの及び母子自立支援員（母子相談員）として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

### 4 表彰者の決定

推薦されたものについては、あらかじめ厚生労働省に設けた審査会で審査を行った上、被表彰者を決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局総務課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

# 参 考 资 料

# 平成20年度予算案の概要

社会・援護局(社会)

〔	平成20年度予算額(案)	2兆	866億円	〕
	平成19年度予算額	2兆	618億円	
	差引額		248億円	

(対前年度伸率 101.2%)

## I 福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進

### 1 従事者の確保の推進

#### (1) 介護福祉士等現況調査事業の創設 4.7百万円

福祉人材を確保するために、介護福祉士等の資格を有するものの福祉・介護サービスに就業していない者等の実態調査等を行い、潜在的有資格者の参入の促進等を図る。

#### (2) 中央福祉人材センター運営事業費 6.1百万円

福祉・介護分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるように、福祉人材確保重点月間を定め、全国規模で広報活動、合同面接会、福祉人材交流大会、メンタルヘルス等の相談事業等を月間内に重点的に行う。

#### (3) 福祉人材確保推進事業

〔	セーフティネット支援対策等事業費	〕
	補助金195億円の内数	

介護福祉士など潜在マンパワーの掘り起こし、福祉分野への障害者雇用の促進等を、重点的に行っていく。

#### (4) 福利厚生センター運営事業費 15.8百万円

## 2 教育・実習体制の充実等

### (1) 介護教員講習会事業の創設 8百万円

個別ケアや認知症への対応等新たなケアに対応できるより質の高い介護福祉士を養成するための教育カリキュラムの見直しを踏まえ、介護福祉士養成施設の専任教員となる者に対する講習会についても、研修内容等を見直して新たに実施する。

### (2) 社会福祉士実習・演習担当教員講習会事業の創設 4百万円

権利擁護等の新たな福祉ニーズへの対応や地域福祉の基盤整備等の相談援助業務に対応できる実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、福祉系大学等においても、より質の高い実習・演習内容を担保していくため、新たに実習・演習担当教員に対する講習会を実施する。

### (3) 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業の創設

3 3百万円

実習生が実習施設において利用者1人ひとりに適した介護計画の作成方法や介護実践の方法等を学べるよう実習施設における実習指導者の質と量を確保するため、新たに実習施設の実習指導者に対する研修を実施する。

### (4) 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業の創設

2 2百万円

実習を通じて実践的な相談援助技術を習得できるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者の質と量を確保するため、新たに実習施設の実習指導者に対する研修を実施する。

### (5) 介護実習内容高度化モデル事業 2 3百万円

### (6) 社会事業学校経営委託費 4 6 6百万円

### (7) 社会福祉職員研修センター経営委託費 4 9百万円

(参考)

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れ  
19百万円

外国人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを実施する観点から、介護導  
入研修を実施するとともに、受入施設に対して巡回指導等を行う。

## II 地域福祉の再構築

### 1 「小地域福祉活性化事業」の創設

セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数

地域における拠点づくりと見守り活動等を活性化させるため、地域福祉活動を調整する役割を担うコミュニティーソーシャルワーカー（仮称）の市町村への配置等を支援するモデル事業を実施する。

### 2 「地域日常生活自立支援事業」の創設

セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数

地域において生活に困窮している者に対し、生活保護に至らないように早期に支援するため、自立支援プランによる継続的な支援を行うモデル事業を実施する。

### 3 「社会福祉推進事業」の創設

5億円

21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営を図るため、低所得者対策、地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関わる先駆的、革新的な事業等に対して助成を行う。

### 4 電話による自殺予防相談関連事業の実施

81百万円



### Ⅲ 生活保護制度の適正な実施

2兆 53億円（1兆9,820億円）

（内 訳）

・ 保護費等負担金	19,755億円
┌ 保護費負担金	19,669億円
└ 中国残留邦人生活支援給付金	86億円
・ 施設事務費負担金	276億円
・ 生活保護指導監査委託費	22億円

※ その他、生活保護受給者の自立支援等を推進する予算として、セーフティネット支援対策等事業費補助金（195億円）を計上。

#### 1 自立支援プログラムの着実な推進

〔セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数〕

生活保護受給者に対し、個々の抱える様々な生活上の課題に応じた支援を行うため、自立支援プログラムによる就労支援や日常生活支援等の着実な推進を図る。

##### ○ 自立支援業務に関する研修事業の創設

被保護者の自立を支援するために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修の実施を通じ、福祉事務所職員の専門性の向上を図り、自立支援プログラムの推進に資する。

##### ○ 健康増進法に基づく健康診査及び保健指導活用推進事業の創設

健康増進法に基づく健康診査及び保健指導を、健康増進部局と生活保護部局が連携して実施することにより、被保護者の生活習慣病の予防・改善を図り、もって医療扶助の適正化に資する。

##### ○ 町村福祉事務所設置推進支援事業の創設

都道府県福祉事務所における生活保護等の事務について、町村への移行を積極的に進めるため、先駆的・試行的な取組を実施する自治体を支援する。

※ ハローワーク等との連携

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーター等の配置（280人→315人） 〔 1, 107百万円  
[職業安定局にて計上] 〕

- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 〔 662百万円  
[職業能力開発局にて計上] 〕

2 濫給・漏給の防止対策の推進

生活保護の適用について、生活保護を受けてはならない者が受給しないよう「濫給の防止」を図ることはもとより、生活保護を受けるべき者が受給できるよう「漏給の防止」についても徹底を図るための施策を強化する。

3 その他従来から進めている適正化の推進等

**IV ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進**

- 自立支援事業等の推進 〔 セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数 〕

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

**V 消費生活協同組合の適正な事業実施の推進**

- 消費生活協同組合指導監督事業の創設 〔 セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数 〕

都道府県が行う消費生活協同組合（生協）の検査について、事業の健全性確保及び組合員の保護を図るため、検討委員会の開催や検査員の資質を向上させる事業を実施し、生協に対する指導監督の充実強化を図る。

**VI 社会福祉施設等に対する支援**

- 1 社会福祉法人経営支援事業の創設 〔 セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数 〕

効率的な経営等が必要な社会福祉法人に対して、事業転換、合併・事業譲渡、法

人間連携などの支援方策を検討する「社会福祉法人経営支援協議会」を都道府県にモデル的に設置し、必要な助言・指導等を行い、法人経営の健全化を図る。

## 2 独立行政法人福祉医療機構

### (1) 貸付事業等

#### ア 貸付枠の確保

資金交付額	3, 338	億円
・ 福祉貸付	1, 637	億円
・ 医療貸付	1, 701	億円

#### イ 貸付条件の改善等

##### ○ 療養病床の転換に係る融資条件の緩和等

- ・ 療養病床のケアハウス及び介護老人保健施設等への転換に係る融資条件の緩和
- ・ 過去に整備した療養病床に係る債務の円滑な償還のための「療養病床転換支援資金（仮称）」の創設

##### ○ 障害者の就労支援事業の推進に伴う融資条件の緩和

##### ○ 障害者グループホームの消防用設備設置等に係る融資条件の緩和

##### ○ 耐震化に係る改築・修繕等事業に係る融資条件の緩和

##### ○ アスベスト対策に係る融資条件の緩和 等

(2) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 4, 145百万円

(3) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 9, 764百万円

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

26, 537百万円

## 3 社会福祉施設の整備

112億円

生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の障害者関連施設の整備を計画的に促進するとともに、保護施設の着実な整備を図る。

平成20年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所管	備考
4月	全国福祉事務所長会議	東京ビッグサイト	総務課	4月25日
5月	福祉人材センター全国連絡会議 平成20年度災害救助担当者全国会議	東京都 厚生労働省	福祉基盤課 総務課	5月27日～28日 5月下旬
6月	生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	保護課	6月下旬
7月				
8月	全国生活保護査察指導員研究協議会	東京都	指導監査室	8月27日～29日
9月	全国社会福祉研修実施機関代表者連絡会議 第27回全国社会福祉施設経営者大会 第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた	京都府 宮城県 新潟県	福祉基盤課 福祉基盤課 地域福祉課	9月4日～5日 9月18日～19日 9月20日～21日
10月	共同募金運動 第77回全国民生委員児童委員大会	全国 兵庫県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月29日～30日
11月	平成20年度全国社会福祉大会	東京厚生年金会館	総務課	11月7日
12月				
1月	全国厚生労働関係部局長会議 第21回社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2月				
3月	社会・援護局関係主管課長会議 生活保護関係全国係長会議 第21回介護福祉士国家試験(実技試験)	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬
	福祉人材確保重点月間	全国	福祉基盤課	未定

# 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

## 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

## 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5, 000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

## 4 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1)救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋 葬                 |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の搜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

### (2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

## 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	90/100

## 7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

## 災害救助法適用基準（同法施行令）

### 1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じた次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市 町 村 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
5,000人以上	30世帯
15,000人以上	40世帯
30,000人以上	50世帯
50,000人以上	60世帯
100,000人以上	80世帯
300,000人以上	100世帯
5,000人以上未滿	150世帯
15,000人以上未滿	30世帯
30,000人以上未滿	40世帯
50,000人以上未滿	50世帯
100,000人以上未滿	60世帯
300,000人以上未滿	80世帯

(2) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であつて、当該市町村の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都 道 府 県 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
1,000,000人以上	1,000世帯
2,000,000人以上	1,500世帯
3,000,000人以上	2,000世帯
1,000,000人以上未滿	2,500世帯
2,000,000人以上未滿	3,000世帯
3,000,000人以上未滿	3,500世帯

② 市 町 村 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
5,000人以上	15世帯
15,000人以上	20世帯
30,000人以上	25世帯
50,000人以上	30世帯
100,000人以上	40世帯
300,000人以上	50世帯
5,000人以上未滿	75世帯
15,000人以上未滿	15世帯
30,000人以上未滿	20世帯
50,000人以上未滿	25世帯
100,000人以上未滿	30世帯
300,000人以上未滿	40世帯

(3) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であつて、当該市町村の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都 道 府 県 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
1,000,000人以上	5,000世帯
2,000,000人以上	7,000世帯
3,000,000人以上	9,000世帯
1,000,000人以上未滿	12,000世帯
2,000,000人以上未滿	5,000世帯
3,000,000人以上未滿	7,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

### 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

厚生労働省関係の主な初動対応(新潟県中越沖地震)

日時	県の対応	被災市町村への要請等	国への要請等	国の対応
7/16				
10:16	地震発生、県災害対策本部設置			
10:32	自衛隊派遣要請			
10:33				全国のDMATに待機要請
10:38	DMAT村上総合、刈羽郡病院へ派遣			
10:35				厚生労働省災害対策本部設置
10:50	DMAT新潟市民1班先遣隊として派遣			
10:50	日赤DMAT1班先遣隊として派遣			
12:00	DMAT村上総合、新潟市民、県立中央病院、刈羽郡病院へ派遣			
12:12	日赤DMAT出動			
12:30	山形・富山県DMAT自主派遣			
12:45				政府調査団に担当官を派遣
13:00	部内保健師を現地へ派遣(安否確認・避難所状況確認)			
13:00	「こころのケアホットライン」開設			
13:30			厚生労働省に対しDMAT派遣要請	山形県、長野県及び富山県等にDMAT派遣要請
14:05	福井県DMAT自主派遣			
14:50	避難所開設状況をプレスリリース			
15:00	刈羽村サービス「きらら」を要援護者の避難所に決定			
16:00			厚生労働省を通じ県外保健師派遣調整相談	各都道府県等からの保健師の派遣の可否について照会 省内連絡会議を開催
16:35				安倍総理ほか柏崎市入り
17:00		地震対応のための高齢者施設の定員超過利用について通知(地域機関あて施設・市町村への指導を依頼)		緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を新潟県及び新潟市に通知
17:30	柏崎市の避難所へ保健師派遣を(市の要請を待たず)決定。刈羽村から要請があり、17日から村へも派遣決定	長岡市、柏崎市、上越市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村へ仮設住宅の建設の検討を連絡		避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅設置等について新潟県に通知

厚生労働省関係の主な初動対応(新潟県中越沖地震)

日時	県の対応	被災市町村への要請等	国への要請等	国の対応
18:02	県現地対策本部設置決定			
18:25				安倍総理、避難所(柏崎小学校)視察
19:30		柏崎市より応急仮設住宅250戸要請		
20:00	出雲崎町から要請があり、17日から町の避難所へ保健師派遣を決定。			柏崎市等に災害救助法を適用
21:50	県現地対策本部設置			
23:25	エコノミークラス症候群注意喚起チラシの現地配布を決定、体制を検討			
7/17				
不明		被災市町村あて、要援護者に対する緊急対応として、旅館等を避難所として活用する旨通知		
不明	避難所に栄養相談に関するチラシを配布			政府現地連絡対策室に派遣
不明	脱水予防及び栄養に関するチラシを配布			
不明	県福祉保健部副部長と柏崎市福祉保健部長、介護高齢課長とデイサービスの機能を利用した福祉避難所の設置について合意			
12:45	被災した障害福祉施設への支援を行う旨報道発表(現地での保健業務、物資の提供等)			
13:00	エコノミークラス症候群注意喚起チラシ配布体制決定			「エコノミークラス症候群予防に関する提言」及び「予防Q&A」を新潟県等に情報提供
13:30			応急仮設住宅の建設戸数について厚生労働省に協議	
15:00		刈羽村より応急仮設住宅100戸要請		
20:00		柏崎市より応急仮設住宅1000戸要請		



厚生労働省関係の主な初動対応(新潟県中越沖地震)

日時	県の対応	被災市町村への要請等	国への要請等	国の対応
7/18				
不明	看護協会(県支部・全国)に看護師派遣要請			
不明	県老人福祉施設協議会に対し、福祉避難所への職員派遣協力を文書依頼			
8:30	「こころのケアチーム」派遣開始	被災市町村あて、要援護者に対する緊急対応として、旅館等を避難所として活用する旨通知		
10:00	DMAT活動現地本部閉鎖			
10:30				厚生労働省、国立精神・神経センターの職員を派遣。15:00より県災害時こころのケア対策会議開催
11:00				厚生労働省災害対策本部会議を開催
12:45	被災した障害福祉施設への支援を行う旨報道発表(現地での保健業務、物資の提供等)			国立病院機構新潟病院から、エコミークラス症候群医療チーム発足の連絡、避難所での巡回検査実施
13:00			応急仮設住宅の建設要件について厚生労働省と協議	
14:00頃			17日、内閣府へ物資提供要請(ウェットティッシュ、紙おむつ等)	厚生労働省の関係団体が調整し、物資の提供(ウェットティッシュ、紙おむつ等)
夕方	地震対応の協力依頼(県老人福祉施設協議会、県介護老人保健施設協会に対し、職員派遣協力施設取りまとめや福祉避難所等への職員派遣調整等を依頼)			
18:50		被災地の施設への協力可能施設の状況について情報提供(地域機関、市町村、被災市町村施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターあて送付)		
不明	福祉避難所の設置(予定)状況をHPで公表			

※ 内容については、現在精査中である。

新潟県中越沖地震の被害状況及び対応について

厚生労働省

1 厚生労働省における対応

- 7月16日(月)10時35分 厚生労働省災害対策本部設置  
政府調査団に厚生労働省担当官を1名派遣
- 7月16日(月)16時00分 新潟県中越沖地震対策省内連絡会議を開催
- 7月17日(火) 厚生労働省から担当官を政府現地連絡対策室に1名派遣  
(7月19日より、2名体制:8/10終了)  
18時30分 新潟県中越沖地震対策省内連絡会議(第2回)を開催
- 7月18日(水)11時00分 厚生労働省災害対策本部会議実施
- 7月20日(金) 新潟労働局に現地連絡員を派遣(新潟県庁にて活動:8/3終了)
- 8月1日(水) 厚生労働大臣が新潟県中越沖地震の被災地を視察(柏崎市)

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

(1)災害救助法関係

①災害救助法の適用(7/25 17:00現在) -都道府県知事が決定する。

新潟県長岡市	[ニカクケンナガオカシ]	(法適用日7月16日)
〃 柏崎市	[ 〃 カシワザキシ]	( 〃 )
〃 小千谷市	[ 〃 オチヤシ]	( 〃 )
〃 上越市	[ 〃 ジョウエツシ]	( 〃 )
〃 三島郡出雲崎町	[ 〃 サントウケンイスモザキマチ]	( 〃 )
〃 刈羽郡刈羽村	[ 〃 カリワケンカリワムラ]	( 〃 )
〃 三条市	[ 〃 サンジョウシ]	( 〃 )
〃 十日町市	[ 〃 トオカマチシ]	( 〃 )
〃 燕市	[ 〃 ツバメシ]	( 〃 )
〃 南魚沼市	[ 〃 ミナミウオヌマシ]	( 〃 )

②応急仮設住宅等の設置

新潟県は、以下のとおり応急仮設住宅の設置等について対応

ア. 応急仮設住宅の設置(9/20現在)

建設戸数	着工日	完成日	入居開始日
柏崎市	262戸	7月23日又は25日	8月12日
合計 1,007戸	509戸	7月24日又は25日	8月15日
	5戸	8月1日	8月24日
	63戸	8月3日	8月29日
	128戸	8月6日又は8日	8月30日
	40戸	8月29日	9月19日
刈羽郡刈羽村	200戸	7月23日	8月14日
三島郡出雲崎町	11戸	7月25日	8月12日
合計 15戸	4戸	8月3日	8月24日

イ. 民間賃貸住宅の借り上げ

応急仮設住宅の建設に代えて、民間賃貸住宅の借り上げによる対応を図るため、新潟県は関係業界と調整を図り、被災者受け入れに活用

## ウ. ホテル・旅館等の活用

避難所における生活を早期に解消するため、ホテル・旅館等の活用を図るため、新潟県は、被災地近辺のホテル・旅館等を借り上げて、被災者受け入れに活用

## エ. 福祉避難所の設置(8/31現在)

8月31日をもって全て閉鎖

(設置実績:新潟市1箇所、柏崎市6箇所、刈羽村2箇所 計9箇所)

③平成16年新潟県中越地震において建設した応急仮設住宅の空室を、今回の震災による避難所として活用して差し支えない旨新潟県に通知(7/19)

④新潟県に対し、避難所の被災者の多様なニーズに対応できるよう、各避難所の責任者は被災者の要望に対し積極的に対応していただくことをお願いするとともに、状況等を適宜厚生労働省に情報提供するよう要請(7/18)

## (2)医療活動関係

### ・7月16日(月)

- 10時33分 広域災害・救急医療情報システムにより全国のDMATに待機要請  
新潟県DMAT2チーム(村上総合病院、新潟市民病院)を派遣
- 11時50分 山形県立中央病院DMAT1チームが出動  
富山大学DMAT1チームが出動  
相澤病院(長野県)DMAT1チームを派遣
- 11時55分 日本医大北総病院(千葉県)DMAT1チームの派遣要請
- 13時12分 日本医大北総病院(千葉県)DMAT1チームが長岡赤十字病院着
- 14時25分 刈羽郡総合病院の重症患者3名をドクヘリにて他の医療機関に搬送することを計画
- 15時10分 国立病院機構災害医療センターのDMAT1チーム派遣(国立病院機構災害医療センターからは自主的な派遣を含め、3医療班を派遣)
- 15時30分 兵庫県災害医療センターDMAT1チーム派遣
- 20時30分 9都県より厚生労働省・新潟県の要請によりDMAT計24チームが新潟県に派遣、現地にて活動中

### ・7月17日(火)

- 12時30分 新潟県からの要請を受け、国立病院機構西新潟中央病院より1医療班を柏崎市に派遣
- 15時00分 DMAT14チームが現地にて引き続き活動中
- 18時10分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構横浜労災病院医療救護班を柏崎市救護所に派遣  
(救急専門医師3人、看護師1人、事務職1人、運転手1人:災害支援バス)

### ・7月18日(水)

- 8時00分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構新潟労災病院医療救護班を柏崎市救護所に派遣  
(医師1人、看護師2人、薬剤師1人、事務職1人、運転手1人:救急車)
- 10時00分 災害急性期におけるDMATとしての活動は終了し、一部は引き続き救護活動等に従事

### ・7月20日(金)

- 7時00分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構関東労災病院医療救護班を柏崎

市救護所に派遣

(医師2人、看護師2人、事務職1人、運転手1人)

・7月26日(木)

10時00分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構燕労災病院医療救護班を柏崎市救護所に派遣

(医師1人、看護師2人、薬剤師1人、事務職2人、運転手1人:救急車)

・済生会新潟第二病院、三条病院、山形済生病院、福井県済生会病院から、医療班を派遣(柏崎市「元気館」)

・新潟労働局に対し、救急薬品等を柏崎市、長岡市、刈羽村の各災害対策本部へ配布するよう指示(7/19)

### (3)こころのケア対策

・新潟県、長野県の担当者に対して「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」の活用等、災害時のこころのケアについて、技術的な指導を実施(7/17)

・被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医2名及び当省精神・障害保健課の担当官を現地に派遣(7/17)

・7月18日に、さらに国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医1名を派遣

・労働者健康福祉機構の横浜、中部及び関西労災病院で、被災者のメンタルケア支援対策として「心の電話相談」を実施(7/17)(なお、フリーダイヤルは7/20より実施)

・被災者の心の悩みに関する相談等に対応するため、労働者健康福祉機構新潟産業保健推進センターにおいて、面接又は電話による「心の相談室」の相談日を拡充(7/17)(なお、フリーダイヤルは7/20より実施)

・新潟県のこころのケア対策に国立病院機構さいがた病院より精神保健福祉士を派遣(7/21)

### (4)高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応

○避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や、緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を新潟県及び新潟市に通知(7/16)

○避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者等の要援護者に対して、福祉施設における定員を超えての受入、空きスペースなどを福祉避難所として提供することなど、緊急的な措置への対応を全国社会福祉協議会を通じ新潟県内の社会福祉法人に依頼。(7/17)

○避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、新潟県等から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館生活衛生同業組合連合会に依頼(7/17)

○要援護者の社会福祉施設等への受け入れ等について考えられる取組や留意事項及び特例措置等について新潟県、長野県、新潟市及び長野市へ通知(7/18)

○被災した要介護の高齢者等に対する避難所等における対応、介護保険施設等における受け入れ、利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免及び要介護認定事務の取扱等の緊急的な措置への対応について新潟県等に通知(7/16)

○被災した要援護障害者等に対する避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援、利用者負担の減免等の緊急的な措置への対応について新潟県、長野県、新潟市及び長野市へ通知(7/17)

○避難生活に伴う廃用症候群の発症の予防について新潟県等に通知(7/16)

- 避難生活に伴う廃用症候群の予防に関する避難者向け啓発チラシ及びポスターを国立長寿医療センターから新潟県に送付(7/20)
- 被災地域の住民(在宅被災者を含む)に向けた廃用症候群の予防に関する啓発チラシ及びポスターを国立長寿医療センターから新潟県に送付(7/24)
- 罹災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設に対して、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国へ申し出るよう通知(7/17)
- 新潟県等に対し、避難所等にいる要援護高齢者等への介護サービスの提供について、介護サービスが必要な者及びその需要を把握し、対応が困難な場合には、介護サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えるよう通知(7/17)
- 関係団体宛に、被災地における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援に関して、現地の関係団体等と連携の上、人員の派遣体制の確保等について協力依頼(7/17)
- 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援に関して、障害特性に配慮した支援等への対応について新潟県、長野県、新潟市及び長野市へ通知(7/19)

(5)避難所における被災者への対応

- 避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について次の事項を新潟県に通知(7/16)

- ・避難所について、仮設トイレ、暑さ対策、被災者に対するプライバシーの確保など、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと
- ・食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。
- ・応急仮設住宅について、速やかに必要数を把握し、地域社会づくりに配慮して、応急仮設住宅を建設すること。

- 避難所における食中毒等の感染症発生予防上、留意すべき点として、手洗いの励行、食料の保存時の温度管理、調理時の加熱処理、トイレ及び排泄物の衛生的な管理等を新潟県及び長野県に通知(7/17)

(6)厚生労働省関係施設

- 水道施設関係(8/6 9:00現在)

①被害状況

- ・新潟県において断水被害を確認

柏崎市	断水戸数	39,245戸(復旧済み)
長岡市	断水戸数	3,281戸(復旧済み)
刈羽村	断水戸数	1,312戸(復旧済み)
出雲崎町	断水戸数	1,100戸(復旧済み)
十日町市	断水戸数	56戸(復旧済み)
佐渡市	断水戸数	13戸(復旧済み)
上越市	断水戸数	13,889戸(復旧済み)

- ・長野県において断水被害を確認

飯山市	断水戸数	35戸(復旧済み)
飯綱町	断水戸数	30戸(復旧済み)

- ・総断水戸数 58,961戸(復旧済み)

②応急給水・施設復旧への対応

新潟県、(社)日本水道協会等の連携体制により、新潟県内、近隣県の給水車を調整・手配(7/16)

水道課担当官を新潟県へ2名派遣(7/17)

柏崎市の水道施設の復旧支援を強化するため、(社)日本水道協会と連携して中部及び関東地方支部の水道事業者による復旧応援隊を派遣(7/18~8/1)

刈羽村の水道施設の復旧支援を強化するため、東京都水道局による復旧応援隊を派遣(7/18~7/26)

○医療施設関係(7/24 16:00現在)

・新潟県 29施設(水漏れ、ひび等)

○社会福祉施設関係(8/1 15:00現在)

・新潟県 212施設(建物に亀裂等)

・長野県 12施設(壁にひび等)

○保健衛生施設関係(8/7 17:00現在)

・新潟県 17施設(壁にひび、ガラス割れる等)

(7)被災者等の健康に対する対応

○人工透析、難病患者関係

・災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、新潟県等に周知(7/16)

・災害時のリウマチ患者への支援体制について新潟県に周知(7/19)

○妊産婦、乳幼児等への対応

・関係団体宛に、被災地における妊産婦、乳幼児等に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への人員の派遣や協力等について協力依頼(7/24)

・妊産婦、乳幼児等への避難所等における継続的な支援について新潟県及び長野県へ通知(7/24)

・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取り扱いについて、被災者から申し出があった場合、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるように配慮する旨、各都道府県等に通知(7/24)

○保健師の派遣調整

・新潟県からの要請を受け、各都道府県等からの保健師の派遣の可否について照会を実施(7/16)

・健康局総務課保健指導室より職員(保健師)1名を現地へ派遣(7/17~7/25)

・保健師の派遣活動を実施(7/18~9/7)

・7月20日に、長期的な保健師の活動計画立案のため、スーパーバイザー(中越地震の対応をした新潟県の保健師2名)が柏崎に入り、現地調査等を実施。調査に基づき保健師派遣の調整を開始

・国立保健医療科学院より職員をスーパーバイザーとして柏崎保健所に1名派遣(7/21~7/25)

・新潟県柏崎市、柿崎町、刈羽村において、在宅被災者の健康状態の確認のための訪問調査を実施(7/22~8/8)

・新潟県柏崎市において、今後の災害保健活動方針確認のため、情報交換及び活動報告会が開催され、今後の派遣保健師の活動に関する技術的助言等を行うため、厚生労働省より2名、国立保健医療科学院より1名が出席(8/11)

### ○エコノミークラス症候群

- ・「平成19年新潟県中越沖地震被災者における肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)予防に関する提言」及び「いわゆる「エコノミークラス症候群」予防Q & A」を新潟県等に情報提供し、関係機関等への周知を依頼(7/17)
- ・国立病院機構新潟病院、新潟大学及びエコノミークラス症候群支援会の三者が中心となり、避難所等を巡回し、エコノミークラス症候群に関する啓発・予防活動を行い、要治療者がいた場合は、新潟病院の外来にて診療を実施(7/18)

### ○避難所における健康相談の実施

- ・国立病院機構新潟病院等から健康相談チーム(看護師、児童指導員、臨床検査技師等)を避難所に派遣(7/20~8/3)
- ・健康局総務課生活習慣病対策室より職員(管理栄養士)1名を現地へ派遣し、栄養・食生活相談支援状況を把握(7/28)

### ○電話相談の実施

- ・労働者健康福祉機構の新潟、燕及び関東労災病院で被災者の健康確保支援対策として、「健康電話相談」を実施(7/17)(なお、フリーダイヤルは7/20より実施)

### (8)労働・雇用関係における対応

- ・多様な事案に総合的かつ迅速に対応するため、新潟労働局長を本部長とする対策本部を設置(7/16)
- ・新潟労働局並びに新潟労働局管内の全ての公共職業安定所、出張所(計16所)及び長岡署他4署の労働基準監督署に特別労働相談窓口を設置(7/18)
- ・柏崎特別労働相談窓口の設置(柏崎地方合同庁舎4階 7/21、22、28、29開設)
- ・臨時労働相談窓口の設置(柏崎パートバンク 7/28、8/4、11開設)
- ・新潟県中越沖地震の影響による離職者のため、雇用対策推進協議会(8/29)、合同就職面接会(10/9)を柏崎公共職業安定所主催で実施。
- ・雇用保険の基本手当を受給されている方が、地震のためやむを得ず指定された失業認定日に公共職業安定所へ来所できない場合の認定日変更措置を実施(7/17)
- ・労災保険給付の請求に際し、事業主や診療担当者の証明が受けられない場合には、当該証明がなくとも請求書を受理する等弾力的に運用(7/17)
- ・災害救助法が適用された市町村の事業所であって、災害により休業することとなった事業所に雇用される方が、一時的な離職を余儀なくされた場合に、雇用保険の基本手当を支給する特別措置を実施(7/17)
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構が所有している雇用促進住宅を、特別措置として、被災者の当面の居住の場として提供するよう、機構に対して弾力的運用を要請(7/17)
- ・新潟県中越沖地震に係る一般労働者の雇用維持及び新卒者採用計画維持等に係る経済4団体に対する要請を実施(8/2)
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、(社)全国建設業協会等関係団体に要請(7/17)
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底等、監督指導・安全衛生業務の当面の運営について、新潟・長野労働局長あて通達を発出。(7/17)
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構において、被災により中小企業退職金共済制度の掛金の納付が困難となった共済契約者(事業主)について、当該共済契約者の申請により掛金納付期限を最大1年間延長(7/17)
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構において、特定業種退職金共済制度に関し、被災された共

済契約者(事業主)及び被共済者(従業員)について、当該共済契約者及び被共済者の申請により特例処置を講ずることとした(7/17)

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構において、既に事業主等を通じて財形持家融資を受けており、当該災害により収入が著しく減少する等返済が困難となっている勤労者に対し、その返済負担を軽減するため、被災の程度に応じて、最長3年間の返済金の払込みの据置又は返済期間の延長、据置期間中の利率を最大1.5%引下げ(7/20)
- ・柏崎市、三島郡出雲崎町及び刈羽郡刈羽村に所在する事業場の事業主等について、労働保険料等に関する申告期限等(平成19年7月16日から同年11月12日までの間に期限が到来したものに限る。)の期日を11月13日まで延長。(8/16、10/12)

#### (9) 社会保険関係の対応

- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合等においても、保険診療を可能とした(7/17)
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合等においても、受診が可能である旨を新潟県及び長野県等に連絡(7/19)
- ・手帳、患者票等を提示せず公費負担医療を受診した場合の請求の取扱いについて、新潟県及び長野県等に連絡(8/1)
- ・健康保険組合においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等を行うことができる旨及び保険料の納期限の延長等を行うことができる旨並びに老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予を社会保険診療報酬支払基金に申し出ることができる旨、各健康保険組合に連絡(7/17)  
重ねて各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/18)
- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料(税)の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができること等について、新潟県及び長野県に連絡(7/17)  
重ねて各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/18)
- ・老人保健においては、一部負担金の減免を行うことができる旨、新潟県及び長野県に連絡(7/17)  
重ねて各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/18)
- ・社会保険診療報酬支払基金は、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう指導する旨を社会保険診療報酬支払基金に連絡(7/17)
- ・被災により保険証を紛失した場合には、個別に資格確認を行うことにより保険診療が可能なこと、社会保険料の納付猶予等が申請により可能である等を新潟社会保険事務局及び社会保険庁のホームページにて周知(7/19)
- ・厚生年金基金及び国民年金基金においては、基金掛金の納付猶予が申請により可能であること等について、地方厚生局を通じ各基金に連絡(7/19)
- ・一部負担金の減免を受けた者が保険医療機関等で受診した際の取扱い方法について関係保険医療機関等に周知する旨を各地方社会保険事務局及び各都道府県に依頼(7/18)
- ・被災者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合等の保険薬局の取扱い、被災のため主治医と連絡が取れない場合等の訪問看護の取扱い及び災害等やむを得ない事情に該当する厚生労働大臣の定める入院患者数の基準等について、各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/24)
- ・国民健康保険、老人保健及び健康保険においては、地震発生当時に災害救助法適用市町村に住所を有していた被保険者又は老人医療受給対象者で、一部負担金等の減免を承認された被災者については、地震発生後承認されるまでの間に既に一部負担金の支払を行っていた場合でも、保険者等の判断により、一定期間内に被保険者又は老人医療受給対象者から申請を行うことで



還付することとして差し支えない旨、新潟県及び健康保険組合等に連絡(7/31)

- ・診療報酬請求書の提出期限についての取扱い等について、各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(8/1)
- ・社会保険料(政管健保・厚生年金保険(児童手当拠出金を含む。)-船員保険)について、地域を定め、納期限の延長をする旨の告示を制定(8/13)
- ・国民年金等の年金受給権者の現況に関する届出等について、地域及び期日を定め、提出すべき日の延長をする旨の告示を制定(8/16)
- ・政府管掌健康保険及び船員保険においては、住宅に著しい被害を受けた被保険者又はその被扶養者について、一部負担金等の減免措置を実施(8/30)

#### (10) 物資調達関係

- ・医薬品・医療機器関係団体に対して、被災地への医薬品・医療機器の安定供給、及び適正な流通の確保を要請するための事務連絡を发出。
- ・日本衛生材料工業連合会等を通じ、白十字、花王、ユニチャーム、リブドウコーポレーション等はおむつ等を供給。(7/19)
- ・P&Gはおむつ、生理用品等を供給。(7/19)
- ・(福)全国精神障害者社会復帰施設協会は、救援物資(飲料水2リットル×120本、食料350食、飲み物240本等)を供給(7/17)
- ・新潟県総合生協は、カップ麺1,000個、缶詰1,200個、レトルト米飯360個、レトルトカレー600個を刈羽村役場に供給
- ・地元生協は、飲料水(飲料水2リットル×11,000本)を供給(日本生協連による支援)
- ・日本生協連はウェットティッシュを1,168箱(17,505個)を供給。(7/20)紙おむつ332個(S 152個、M 84個、L 96個)を供給。(7/25)
- ・全労済は、パン缶1,770、白飯平袋1,180、五目ご飯平袋1,770、炭火焼きさんま蒲焼1,180、さば味噌煮1,770、炭火焼きさば照焼1,180、さけたけのこ1,180、ニューコンビーフ1,180、ウイナーソーセージ1,180、ミネラルウォーター(2L)3,540、ドロップス1,180を柏崎市役所及び刈羽村役場へ供給(7/20)
- ・日本赤十字社は、「緊急セット」2,914セットを供給(~7/24)。「ブルーシート」1,000枚を供給(新潟県を通じて配分 ~7/24)。

#### (11) 生活福祉資金の対応

- ・被災した世帯の生活安定のため、低所得世帯を対象として低利で貸し付ける生活福祉資金について、措置期間の延長等を行う特例措置を実施(7/16~)

#### (12) 義援金関係

- ・新潟県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会による「新潟県中越沖地震義援金」(平成19年7月17日~平成20年1月16日)の募集を開始。(7/17)
- ・「平成19年新潟県中越沖地震」に関する義援金について、配分委員会を早急に設置して、配分計画の審議・決定を行い、被災者へ確実・迅速に配分が行われるよう新潟県へ通知(8/3)

#### (13) ボランティア活動の支援

##### ○新潟県

- ・新潟県社会福祉協議会において、新潟県災害救援ボランティア本部を設置(7/16)
- ・柏崎市社会福祉協議会において、柏崎市災害ボランティアセンターを設置(7/16)
- ・刈羽村社会福祉協議会において、刈羽村災害ボランティアセンターを設置(7/17)
- ・出雲崎町社会福祉協議会において、出雲崎町災害ボランティアセンターを設置(7/18~7/29)

- ・出雲崎町災害ボランティアセンターを閉所したが、出雲崎町社会福祉協議会において、支援活動を継続実施(7/29)
- ・柏崎市社会福祉協議会において、柏崎市災害ボランティアセンター西山支所を設置(7/20)
- ・全国社会福祉協議会2名の職員が現地入り
- ・全国社会福祉協議会は、被災地に活動に向かうボランティアのための「ボランティア活動保険」の特例加入を適用(7/17)

(14)共同募金会及び社会福祉協議会の活動状況

全国の共同募金会が災害発生に備えて積み立てている準備金から1億円を新潟県共同募金会に拠出し、新潟県社会福祉協議会が実施する被災地の要援護者等支援が必要な人々に対する物資の提供をはじめ、被災地の災害ボランティアセンターの設置その他の支援活動に活用。

(15)日本赤十字社の活動状況(8/21 9:00現在)

- 救護班の活動
  - ・救護班 活動終了(7/29)
  - ・派遣要員数 363名(延べ人数)
- 傷病者の受け入れ
  - ・飯山赤十字病院 18名
  - ・長岡赤十字病院 85名
- 救援物資の配分状況
  - ・毛布 2,480枚等
- 赤十字防災ボランティアの活動状況
  - ・活動延べ人数 202名

(16)消費生活協同組合の活動状況

- ・新潟県生協連は、16日(月)13:00に県連震災対策本部を設置。また、「新潟県中越沖地震災害義援金」を開始(17日9時)
- ・日本生協連は、対策本部を立ち上げ(7/16)新潟県連対策本部への支援のため、職員1名を派遣。
- ・各地の生協による募金活動や義援金、物資の提供・物資輸送の支援など各種支援の実施。
- ・新潟県生協連は、支援物資の輸送のため、トラック7台、要員14人を柏崎市及び刈羽村に派遣。(7/20)

(17)国民生活金融公庫の対応

- ・新潟県内の全支店において「平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」の設置及び災害貸付の実施(7/17～)
- ・長野県内の全支店において「平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」の設置(7/18～)

(18)独立行政法人福祉医療機構の対応

- ・福祉貸付及び医療貸付において、福祉施設及び医療施設の設置者等に対して、災害貸付を実施する。(7/16～)
- ・年金被保険者等住宅融資において、借入者の罹災割合に応じ元金及び利息の返済猶予、返済猶予期間中の利率の軽減及び返済期間の延長を行う。(7/16～)

(19)民生委員・児童委員の活動状況

- ・地震のあった新潟県・長野県内の市町村においては、民生委員・児童委員等による要援護者の安否を確認済み(7/21)
- ・柏崎市では、避難所での食事配布の調整、相談、行政との連絡調整を実施中

(20)関係団体の活動状況

- (財)全日本ろうあ連盟は、全国手話通訳問題研究会と共同で、被災地における安否確認、被害状況の把握などを実施。(7/16～)また、被災地・避難所の聴覚障害者の実状を把握するため、職員を派遣。(7/20～21)
- (福)全国盲ろう者協会は、新潟盲ろう者友の会を通じて、被災地の盲ろう者の安否を確認済み。(7/16～17)
- (福)日本盲人社会福祉施設協議会は、被災地域及び周辺地域の会員施設における安否及び被害状況の確認を実施。(7/16～)
- (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、難聴者の安否確認、被災地の情報収集、救援物資(「耳マーク」ポスター等)の供給など各種支援を実施。(7/16～)
- (NPO)全国要約筆記問題研究会は、難聴者の安否確認、被災地の情報収集、要約筆記者の派遣、義捐金の募集(平成19年8月1日～平成19年9月30日)の決定など各種支援を実施。(7/16～)
- (NPO)全国聴覚障害者情報提供施設協議会は、新潟県聴覚障害者情報センターを通じて、被災地における聴覚障害者の安否確認、被害状況等の把握などを実施。(7/16～)
- (社)日本オストミー協会からの要請により、日本ストーマ用品協会は災害救助法適用地域のオストメイトに対し、1ヶ月間のストーマ装具無償提供を決定(7/17)。実際の対応は新潟市内の装具販売店である(株)源川医科器械が行っている。
- (社)日本介護福祉士会では、新潟県支部を通じて、介護業務について協力要請があれば支援の対応ができるよう準備を進めている旨を新潟県庁に連絡。(7/17)
- (福)日本盲人会連合は、被災地域を含む全国の加盟団体を通じて、被災者の被害状況の調査を実施。(7/17)
- (社)新潟県聴覚障害者協会、新潟県中途失聴・難聴者協会、新潟県聴覚障害者情報センター、新潟県手話サークル連絡協議会、新潟県手話通訳問題研究会及び新潟県要約筆記サークル連絡協議会の計6団体は、「平成19年新潟県中越沖地震新潟県聴覚障害者支援対策本部」を(社)新潟県聴覚障害者協会事務所に設置。(7/18)
- (社)全国老人福祉施設協議会では、新潟県庁からの要請により、7月19日から介護老人福祉施設及び福祉避難所、7月23日から避難所に介護職員等を派遣し介護業務に従事。
- (社)日本社会福祉士会では、新潟県庁からの要請により、会員の社会福祉士を派遣し、高齢者の実態把握等の業務に従事(7/21～)
- 全国ホームヘルパー協議会では、新潟県庁からの要請により、福祉避難所に介護職員を派遣し、介護等業務に従事。(7/22～)
- (社)日本精神科病院協会新潟県支部では、新潟県からの要請により、当支部所属の病院職員によるケアチームを柏崎市及び刈羽村の避難所等に派遣し、こころのケアを実施。(7/25～)
- (社)日本看護協会では、新潟県からの要請により、災害発生時ネットワークシステムによる協力を行っている(計21箇所延べ719人派遣)
  - ・長岡市(出雲崎地区)避難所での健康管理(7/20～7/26):2箇所延べ24人
  - ・柏崎市内避難所での健康管理(7/22～8/11):17箇所延べ539人
  - ・柏崎市健康福祉ニーズ調査(7/25～8/8):1箇所延べ71人
  - ・厚生連刈羽郡総合病院での看護業務(7/20～7/29):1箇所延べ85人
- その他に、新潟県看護協会から看護ボランティアの派遣を実施(計6箇所に延べ190人派遣)
  - ・長岡市内避難所(7/18～7/22):1箇所延べ11人

- ・柏崎市内高齢者施設(7/21～8/5):2箇所延べ48人
- ・柏崎市内福祉避難所(8/10～8/31予定):1箇所延べ11人
- ・刈羽村福祉避難所(7/18～8/15):2箇所延べ120人

○新潟県精神保健福祉士協会では、新潟県からの要請により、会員を障害者相談支援センターに派遣し、障害者の生活支援に従事(8/4～)

府政防第 885 号  
消防災第 421 号  
社援総発第 1218001 号  
国河防第 563 号

平成 19 年 12 月 18 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

都道府県民生主管部（局）長 殿

都道府県土木主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省河川局防災課長

#### 災害時要援護者の避難支援対策の推進について

災害時要援護者の避難支援につきましては、「災害時要援護者の避難対策について」（平成 18 年 3 月 28 日付府政防第 233 号、消防災第 110 号、社援発第 0328001 号）及び「災害時要援護者対策の進め方について」（平成 19 年 4 月 18 日付府政防第 306 号、消防災第 167 号、社援総発第 0418001 号）により、各都道府県及び市区町村において、「避難支援プラン」の作成等に取り組んでいただいているところです。

本年 7 月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっております。

このような認識の下、今般、政府においてとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」（別添 1 参考）において、災害

時要援護者の避難支援対策の促進をその一つとして位置づけたところです。

つきましては、貴都道府県におかれましても、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性について、あらためてご理解をいただき、管内の市区町村において、平成21年度までを目途に、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」などが策定されるようご通知をお願いいたしますとともに、別添2の先進県の事例を参考に、関係部局が連携しながら、管内の市区町村に対する格別の支援と協力をお願いいたします。

また、「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項としては、別添3に掲げたものが例として考えられるところではありますが、今後の市区町村の取組みの参考として、おつて、国においてモデル計画をお示しすることとしておりますので、申し添えます。

さらに、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号）及び「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日付社援発第0810001号）でお示ししたとおり、要援護者に対する日頃からの取組みが重要であることから、市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び支援に関する事項を具体的に盛り込むよう、管内の市町村に周知及び支援していただきますようお願いいたします。

加えて、地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念されるなか、災害時要援護者の被害を未然防止し軽減していく上で、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、「避難支援プラン」の作成に不可欠なハザードマップの整備等が必要であります。

つきましては、平成17年に災害時要援護者支援等の観点から改正された水防法や土砂災害防止法等に基づき、市区町村において、地域防災計画の見直しにより、災害時要援護者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法や土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準の設定等を定めるとともに、洪水・土砂災害・津波・高潮に対するハザードマップの作成・公表、土砂災害警戒区域等の設定、防災訓練の実施などの措置が促進されますよう、市区町村を支援していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

○内閣府（防災担当）災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話：03-3501-5695 FAX：03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

○厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2614 FAX：03-3595-2303

○国土交通省河川局防災課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8459 FAX：03-5253-1607

災害の種類	過去10年の犠牲者数	犠牲要因の分類 (人数は過去10年の犠牲者数)	早急に取り組むべき施策群 (ハード施策：○ ソフト施策：●)
地震	90人 (7.6%)	<p><b>地震による建物倒壊・火災</b> 20人 【事例のイメージ】 昔ながらの古い家が立ち並ぶ密集市街地で建物崩壊により窒息死、圧死 【近年の被災事例や被害想定】 「阪神・淡路大震災」においては、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。また、中央防災会議では、特に発生の特迫性の高い東海、東南海・南海、首都直下等の大規模地震について被害想定を実施してきたところであるが、いずれも甚大な死者数が、建築物の倒壊を直接的な原因として発生するものと想定された。H19 防災白書 p.93)</p> <p><b>震災後の避難所での関連死</b> 40人 【事例のイメージ】 自宅のある地域から離れた避難所で数ヶ月に及ぶ避難生活を強いられた結果、ストレスにより体調を崩し、心不全等で死亡 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年新潟県中越地震」においては、犠牲者68人のうち13人(19.1%)が避難生活でのストレス等が原因で死亡し、広く地震によるショックやストレス等で死亡した人を含めれば、36人(52.9%)に上る。</p> <p><b>その他</b> 26人 地震後の疲労・過労等で8人、土砂崩れで7人、容態・持病の悪化で6人など。</p> <p><b>要因不明</b> 4人</p>	<p><b>(家や建物が倒壊・延焼しないように)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進【国土交通省】 →平成27年度までに、高齢者や障害者をはじめとする低所得者の住宅に係る耐震改修等に対する補助金の地域要件・建物要件の撤廃や補助率の拡充等により、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊による被害の軽減を図る(平成15年度末：75%)。</li> <li>○ 公立学校施設の耐震化の一層の推進【文部科学省】 →耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。</li> <li>○ 密集市街地の整備促進【国土交通省】 →平成23年度までに、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、防災公園等の面的整備や耐火建築物への建替の促進等により、避難困難が生じず人的被害が殆ど生じない水準(街区内の不燃領域率40%以上)を確保する(平成17年度末においては28.8%について確保済)。</li> </ul> <p><b>(少しでも早く置れに備えられるように)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急地震速報の利活用促進と全国瞬時警報システムの整備推進【内閣府、消防庁、文部科学省、気象庁】 →平成19年10月1日より一般提供を開始した緊急地震速報について、たとえ数秒間の猶予でも置れに備えることが犠牲を防ぐために大切であることを広く認識してもらう観点から、さらなる周知・広報に取り組むとともに、百貨店、鉄道、病院等の多数が利用する施設での利活用を各省連絡会議を通じて促進する。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備推進により、より多くの住民に緊急情報を瞬時に伝達することができるようにする。</li> </ul> <p><b>(一刻も早く助けられるように)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急消防援助隊や警察広域緊急援助隊の充実強化【警察庁、消防庁】 →平成20年度までに、大規模災害時に他の地域から被災地の支援にあたる緊急消防援助隊を約4000隊登録する(平成19年4月1日現在3751隊)。また、ウォーターカッター等の高度な機能を備えた特別高度工作車を全国的に配備し、空白地域の解消を図る。さらに、警察広域緊急援助隊についても、部隊の練度向上や装備資機材の充実強化を図る。</li> <li>● 災害派遣医療チーム(DMAT)の強化【厚生労働省】 →平成23年度までに、災害派遣医療チーム(DMAT)に係る研修を重点的に進め、1000チームまで増強し(現在386チーム)、東南海・南海地震等の広域的な地震が発生した場合にも(217チームが必要と想定)所要の人員を被災地外の他の地域から確保できるよう、災害救助体制を強化する。</li> </ul> <p><b>(安心して避難生活を送れるように)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における健康対策の実施【厚生労働省】 →エコノミクス症候群や廃用症候群の発症予防、食中毒等感染症発生防止、人工透析患者や難病患者等への医療の確保について、被災都道府県等に対する通知の発出やマニュアルの配付等による情報提供を行うなど必要な対策を実施し、避難所等における高齢者等の健康対策を推進する。</li> <li>● 防災ボランティア活動の環境整備【内閣府】 →平成20年度までに、携帯電話やインターネットの活用も念頭においたシステムの構築等の可能性について調査・検討を行うことにより、ボランティア活動の需給ミスマッチなどのボランティア活動に関するボトルネックの解消を図っていく。</li> </ul>
火山	0人 (0.0%) ※昭和63年から平成9年までの10年間に おいては、57人が死 亡	<p><b>火山噴火による火砕流や噴石の直撃</b> 0人 【事例のイメージ】 どのような対応をとったらいかが分らず自宅にとどまっていたお年寄りが火砕流等により死亡 【近年の被災事例や被害想定】 平成2年からの雲仙岳噴火の際には火砕流等により44人の犠牲者を出した一方、平成12年の有珠山噴火に際しては、事前の緊急火山情報の発表と、ハザードマップによる適切な住民避難が行われたことで、人的被害が発生しなかった。</p>	<p><b>(被害に遭う前に逃げられるように)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難体制の充実による火山防災対策の推進【内閣府】 →平成20年度までに、有識者による検討会において個別の代表的な火山の事例を検証し、噴火時等の避難体制の指針等を策定し、これを踏まえて、火山防災マップの活用等による避難体制の充実を図る。</li> <li>● 噴火時等の避難体制に対応した噴火警報への改善【気象庁】 →平成20年度までに、防災対応が必要な25火山について、これまで噴火規模により区分していた「火山活動度レベル」を改め、避難行動等の防災対応を踏まえた区分である「噴火警戒レベル」を導入する(その後も順次必要な火山に導入)。</li> <li>● 防災行政無線を活用した緊急情報伝達の充実【消防庁】 →市町村防災行政無線(同報系)の整備を促進するとともに、防災行政無線を活用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及を促進することにより、サイレンによる住民への緊急情報認知の早期化を目指す。</li> </ul>

<p>風水害</p>	<p>654人 (54.9%)</p>	<p><b>台風や大雨による土砂災害</b> 160人 【事例のイメージ】 台風の際に裏山が崩れて一家全生き埋め死 【近年の被災事例や被害想定】 地すべり、土石流、がけ崩れといった土砂災害は、その原因となる土砂の移動が強大なエネルギーを持つとともに、突発的に発生することから、人的被害につながりやすい。(H19 防災白書 p.179)</p> <p><b>台風や大雨の際の外出時の事故</b> 172人 【事例のイメージ】 台風の際に自分の田んぼを見回っていたおじさんが誤って水路に転落死 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年台風23号」に際しては、犠牲者98人のうち、45人(45.9%)が外出時に用水路に転落したこと等が原因で死亡し、田んぼや係留している船の見回り等のために外出したことが明らかな犠牲者だけでも、14人(14.3%)に上る。</p> <p><b>その他</b> 142人 倒木等で29人、自宅や車の水没等のための溺死で27人、屋根からの落下等で19人、強風に煽られての転倒等で14人など。</p> <p><b>要因不明・不集計</b> 180人</p>	<p>(かけがえのないように) ○ 人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進【国土交通省】 →平成29年度までに、高齢者や障害者が入居・入院する施設や防災拠点、避難所など、人命を守る効果の高い箇所(5200箇所)について対策を講じ(約2200施設については実施済)、また、土砂災害特別警戒区域の指定の促進を通じて危険箇所の増加を抑制し、人的被害を回避・軽減する。</p> <p>(あらかじめ万全の備えができるように) ● 土砂災害に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、国土交通省】 →平成24年度までに、土砂災害危険箇所が存在する全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・訓練(現在16%)されるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。このため、地方公共団体が容易にハザードマップを作成できる支援ツールの整備等を行う(以下の※部分に再掲)。 ● 台風・豪雨等に関する気象情報の充実【気象庁】 →平成21年度までに、5日先までの台風予報を実施するとともに(現在は3日先)、平成22年度までに、市町村を単位としたきめ細かい警報等の発表を行うことにより(現在は県単位)、地域ごとに、より早い段階からの備えを可能とする。</p> <p>(避難ができない高齢者なども逃げられるように) ● 災害時要援護者の避難支援対策の促進【内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省】 →国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。</p> <p>(危険な外出を避けられるように) ● 水位情報や浸水情報の提供の充実【国土交通省】 →平成21年度までに、全ての国直轄河川(約350)と主要な都道府県管理河川(約2000)に避難勧告の判断の目安となる「避難判断水位」を設定するとともに、平成24年度までに、浸水想定区域や到達予測時刻などの時々刻々の変化がインターネット等でわかる「動く浸水想定区域図」の一般提供又は、はな型区域と水深についての予報を一般水系の約70%で実施し、外出の危険性を住民が実感をもって確認できるようにすることにより、迅速な避難に役立てるとともに、見回り事故を防止する。 ● 洪水や高潮に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、農林水産省、国土交通省】 →平成24年度までに、全国の主要な河川の浸水想定区域内の全市町村における洪水ハザードマップの作成・訓練(現在4%)とゼロメートル地帯を含む全市町村における高潮ハザードマップの作成・訓練(現在約1割)がなされるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。(※上記再掲)</p> <p>(地域一体となった備えができるように) ● 消防団、水防団の充実強化【消防庁、国土交通省】 →「消防団協力事業者表示制度」の導入や「水防専門家派遣制度」の活用によって、団活動の理解向上や活動の活性化を図り、消防団員については100万人(女性消防団員10万人)の確保を目標として、地域防災力の向上を図る。</p>
<p>雪害</p>	<p>434人 (36.4%)</p>	<p><b>豪雪時における除雪中の事故</b> 113人 【事例のイメージ】 豪雪地帯の老夫婦世帯において、おじさんが屋根の雪下ろし中に転落死 【近年の被災事例や被害想定】 「平成18年豪雪」においては、屋根の雪下ろし等の除雪作業中の死者が全体の約3/4を、65歳以上の高齢者の死者が全体の約2/3を占めている。(H19 防災白書 p.29)</p> <p><b>その他</b> 40人 落雪等で20人、家屋の倒壊による生き埋めで7人、除雪車に轢かれる等で5人など。</p> <p><b>要因不明・不集計</b> 281人</p>	<p>(無理をせず、地域の助け合いで除雪ができるように) ● 豪雪地帯における克雪体制の整備【国土交通省】 →平成20年度までに、市町村雪対策計画の策定マニュアルや共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアルを策定し、これらの普及等を通じて、何らかの計画に位置付けること等によりすでに雪対策に取り組んでいる市町村を中心に、特別豪雪地帯の7割の市町村について、平成21年度までを目途に高齢者が無理をすることなく除雪ができる体制を整備する(平成24年度を目途に特別豪雪地帯の全202市町村について整備)。また、流雪溝、融雪装置、冬期共同住宅などの克雪、交流、高齢者支援のための先導的な施設整備へ補助を行うとともに、地域住宅交付金を活用し、地方公共団体が進める克雪住宅の整備を支援する。 ● 消防団による災害防除のための雪害対策【消防庁】 →消防団が災害防除のための除雪・雪下ろしなどの雪害対策を実施する。 ● 自衛隊による雪害対策への支援【防衛省】 →自衛隊が災害派遣の枠組みの下で地元ニーズをより一層踏まえた形で除雪・雪下ろしなどの雪害対策への支援を実施する。</p> <p>○ 道路の雪害対策【国土交通省】 →除雪車等による道路上の除排雪(除雪)、雪崩や地吹雪を防止する施設、チェーン着脱場の整備(防雪)、流雪溝、堆雪幅の整備等(凍雪害防止)により、道路上での事故の可能性を軽減する。</p>
<p>その他</p>	<p>14人 (1.2%)</p>		
<p>合計</p>	<p>1192人 (0.0%)</p>		<p>今回取りまとめた政府の取組はもとより、自分の身は自分で守る「自助」や地域で助け合う「共助」も大切</p>

(注)「過去10年の犠牲者数」及び「犠牲要因の分類」欄中の犠牲者数は、平成10年1月～平成19年12月6日現在の自然災害による死者・行方不明者数について、消防庁資料等をもとに内閣府において整理・再集計したものである。また、風水害と雪害について、内閣府が被害報を取りまとめていない局所的な災害等についての犠牲者については、「不集計」として記載した。



## 市区町村の災害時要援護者対策に対する 都道府県の支援について（取り組み例）

- マニュアル・指針・手引き等の策定
- モデル事業の実施  
地域支えあいマップづくり事業、先進的な市町村を選定し計画策定を支援、市町村と検討会を開催 など
- 災害時要援護者支援の仕組みづくりに関する事業についての助成
- 個別指導等の実施  
首長等への直接訪問、全市町村を対象とした研修会及び個別指導を実施、県の防災対策推進員によるマップ作成の助言、防災に関する出前講座の開催、 など
- 講演会・説明会等開催  
有識者による講演会、避難支援プラン策定の要請、先進市町村による助言、先進市町村の事例紹介、市町村の職員との意見交換会の開催 など
- 県の防災・福祉部局による検討会・支援班の設置
- 水防法・土砂災害防止法に基づく地域防災計画の見直しに関する支援  
災害時要援護者関連施設の選定支援、説明会の開催、先進事例の紹介、市町村長等への説明、相談窓口の設置 など
- 土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準設定の支援
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップの作成支援  
浸水想定区域の指定等による洪水ハザードマップの作成支援、土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害ハザードマップ作成支援、市街地における想定浸水深等の表示の推進に関する支援、作成に対する補助 など

## 「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項の例

- 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）
- 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）
- 要援護者情報の収集・共有の方法
- 避難支援体制（市町村各部局（防災、福祉等）や関係機関（消防団、水防団、自主防災組織、福祉関係者等）の役割分担等）
- 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法
- 避難誘導の手段・経路等
- 避難所における支援方法
- 要援護者避難訓練の実施
- 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

※その他、要援護者マップの作成等災害時要援護者の避難支援対策を推進する上で市区町村が有効と考える事項。

府政防第 111 号  
消防災第 54 号  
社援総発第 0219001 号  
国河防第 671 号

平成 20 年 2 月 19 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

都道府県民生主管部（局）長 殿

都道府県土木主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省河川局防災課長

「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について

災害時要援護者の避難支援につきましては、先般通知した「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成 19 年 12 月 18 日付府政防第 885 号、消防災第 421 号、社援総発第 1218001 号、国河防第 563 号）により、市区町村において「避難支援プランの全体計画」などの策定を進めていただいているところですが、そのモデル計画を別添のとおり作成いたしましたので、これを参考としつつ、地域の実情に応じた計画が策定されますよう、貴管内の市区町村に対するご支援とご協力をお願いするとともに、ご周知くださるようお願いいたします。

お問い合わせ先

○内閣府（防災担当）災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話：03-3501-5695 FAX：03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

○厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2614 FAX：03-3595-2303

○国土交通省河川局防災課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8459 FAX：03-5253-1607

# 避難支援プラン全体計画のモデル計画

1	基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）	2
2	避難支援プランの対象者の考え方（範囲）	2
3	要援護者情報の収集・共有の方法	3
4	避難支援体制（市町村各部局や関係機関の役割分担等）	4
5	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	5
6	洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法	7
7	避難誘導の手段・経路等	8
8	避難所における支援方法	8
9	要援護者避難訓練の実施	9
10	避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）	10

## 1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

〇〇市（区町村）では、平成〇〇年に発生した台風〇号による災害で〇名の犠牲者が生じ、その内〇歳以上の高齢者が▽名を占めるなど、近年、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市（区町村）における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

## 2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

本市（区町村）における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

- 介護保険における要介護・要支援認定者
- 障害者
- 妊産婦及び乳幼児
- 難病患者
- 日本語に不慣れな在住外国人
- その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

### 3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市（区町村）は、市町村地域福祉計画に定めたとおりにより、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ④ 一人暮らしの高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ⑤ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する
- ⑥ 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する

#### < I 関係機関共有方式 >

市（区町村）は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する上記の情報について、〇〇市（区町村）個人情報保護条例第〇条の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。なお、災害時要援護者リストの整備や避難支援プラン（個別計画）の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

#### < II 手上げ方式 >

「2」(P2)の対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災組織、民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、市（区町村）長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため、市（区町村）は、広報、ホームページ等を利用して、要援護者登録制度を広く周知する。

### ＜Ⅲ 同意方式＞

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

〔備考〕

1. 要援護者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により、対象とする要援護者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。
2. 要援護者情報を把握する場合においては、上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの方式を単独で行うだけでなく、例えば、手上げ方式と同意方式の併用（手上げ方式で広く登録を呼びかけるとともに、自主防災組織等において支援が必要と考えられる人に直接働きかける）等の方法も考えられる。
3. 要援護者情報の外部関係者への提供が困難な場合も、災害時に備えて市（区町村）内部で関係部局が共有することが適切である。
4. 手上げ方式にしても、広報、ホームページだけでなく、ダイレクトメールで個別に意向を確認することや、民生委員・児童委員等が自宅等を訪問して登録を呼びかけてもらうようにすることも有効と考えられる。  
また、各種認定や各種手帳等の申請・交付等の際、窓口で説明し、本人や家族等に対し直接登録を働きかける方法も考えられる。
5. ⅠやⅢの方式で要援護者に働きかける場合に、例えば、高齢者等は自主防災組織等で、要介護の者や障害者は民生委員・児童委員で分担して働きかけることも考えられる。  
また、この場合には、自主防災組織等の理解と協力が不可欠であることから、自主防災組織等への働きかけを行うとともに、当面は理解と協力の得られた地区から順次進めることも考えられる。
6. 要援護者情報を収集・整理し、その所在を地図上に明らかにした要援護者マップを作ることも有効であり、地震等の発災時に安否確認のための活用が考えられる。また、自主防災組織、民生委員・児童委員等においては、このマップによって日常的見守り活動を行うことが、災害時の迅速な対応に結びつくと考えられる。

#### 4 避難支援体制（市町村各部局や関係機関の役割分担等）

市役所（区役所・町村役場）内に、横断的組織として「災害時要援護者支援班」を設ける。災害時要援護者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとす



る。

### ①【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

### ②【構成】

平常時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・者で構成。

### ③【業務】

平常時：要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者班（仮称）等との連携・情報共有等

市（区町村）は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織（自治会）、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要援護者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

## 5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

### 1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市（区町村）から各自治会長（又は自主防災組織の代表者）を通じた災害時要援護者及び避難支援者等への直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

### 2. 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害の状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む）
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

### 3. 情報伝達責任者の明確化

災害時要援護者に対する情報伝達については、市役所（区役所・町村役場）に設置された災害時要援護者支援班が行う。

さらに、市区町村地域防災計画に規定された災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

#### 〔備考〕

1. 災害情報の収集に当たっては、「市町村向け川の防災情報」などインターネットの利用などにより、必要な災害情報を収集し、活用することが効果的である。
2. 土砂災害の避難勧告等については、土砂災害警戒情報を活用するとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月 国土交通省砂防部）」を参考にする。
3. 洪水時等に河川管理者から提供される防災情報については、住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や行動につながるような情報とするため、平成19年度より洪水等に関する防災情報体系を見直している（【参考資料1】参照）。

## 6 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等（市（区町村）ホームページ、ハザードマップポータルサイト）を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の災害時要援護者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害、津波・高潮災害に備えるものとする。

### 〔備考〕

ハザードマップ（【参考資料2・3】参照）が未整備の市町村にあつては、以下の点に留意した上で、整備を進めていくことが必要である。

#### ○ 洪水ハザードマップについて

水防法に基づき、浸水想定区域の指定がなされた場合、洪水ハザードマップを作成・公表する。

洪水ハザードマップには、①浸水想定区域と浸水深、②避難場所、③避難時危険箇所（アンダーパスや側溝等）、④洪水予報や水位情報、避難情報（避難勧告、避難指示等）の伝達方法、⑤気象情報の在りか等を記載するとともに、⑥災害時要援護者関連施設の名称及び所在地、施設への情報伝達方法等を記載する。

#### ○ 土砂災害ハザードマップについて

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定がされた場合、当該地区に係る土砂災害ハザードマップを作成・公表する。

土砂災害ハザードマップには、①土砂災害警戒区域等並びにこれら区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、②土砂災害に関する情報の伝達方法、③避難場所及び避難経路、等を記載するとともに、④災害時要援護者関連施設の名称及び位置、施設への情報伝達方法等を記載する。

#### ○ 津波・高潮ハザードマップについて

〇〇地震による津波災害が想定される地域を対象に、津波ハザードマップを作成・公表する。また、ゼロメートル地帯等一旦大規模に浸水すれば社会経済への影響が膨大である地域を対象に、高潮ハザードマップを作成・公表する。

津波・高潮ハザードマップには、①浸水予測（浸水予測区域、予測浸水ランク、予測到達時間等）、②避難場所（津波・高潮発生時に適した避難場所、公共施設、学校、病院、避難ビル等）、③避難経路及び危険箇所（避難経路、土砂災害のおそれがある等の危険箇所）、④情報の伝達手段（住民への情報の伝達経路と手段、情報入手方法）等を記載するとともに、⑤災害時要援護者関連施設の名称及び所在地、施設への情報伝達方法等を記載する。

## 7 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市（区町村）と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市(区町村)、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

## 8 避難所における支援方法

### (1) 避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者班を設置し、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

## (2) 福祉避難所の指定

要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要援護者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要援護者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

〔備考〕

1. 災害救助法が適用され、同法第30条に基づき都道府県から救助の実施に関する事務が委任された場合には、避難所設置のための費用（福祉避難所を含む）については、国庫負担の対象となる。  
なお、災害救助法に基づく救助については、都道府県が実施主体となるので「避難支援プラン全体計画」に基づき、避難所において具体的な措置を行うにあたっては、その内容について都道府県と十分に調整されたい。
2. 適切な場所に福祉避難所に指定するような既存施設がない場合又は不足する場合は、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げで対応することも可能である。これらの施設についても関係団体、事業者等との事前協定を結ぶことにより、必要数を確保する。

## 9 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、毎年9月1日に実施している「市（区町村）総合防災訓練」や、「土砂災害・全国統一防災訓練」、「津波防災訓練」などの訓練において、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

## 10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、おおむね〇〇年度を目途に、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、別紙のとおり避難支援プラン（個別計画）を策定する。

### （1）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市（区町村）は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。なお、支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、要援護者本人、その家族及び市役所（区役所・町村役場）の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

### （2）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（1）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

### （3）個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として（1）に列記した者以外が閲覧する

ことのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

〔備考〕

- 1 個別計画の策定に際しては、避難行動要支援者など要支援度の高い者や、ハザードマップの活用等により被災リスクの高い地域を重点的・優先的に進めることが有効である。
- 2 避難支援者については、上記のように要援護者に応じて複数の支援者を定めておくことが基本であるが、個別の支援者を特定することが困難な場合でも、地域で一定の支援者を確保して支援するなど、支援者を確保する必要がある。

また、避難支援者は自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て市（区町村）で登録することが基本であるが、要援護者自ずから依頼する方式をとるとしても、要援護者で依頼できない場合は市（区町村）で調整して支援者を確保する必要がある。

避難支援プラン・個別計画

(表)

平成 年 月 日

情報共有についての同意

〇〇市長殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名	民生 委員	TEL FAX
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他( )>		
住所	TEL FAX	インターネット(電子 メール、携帯メー ル等)も含めた情 報伝達手段
氏名 (男・女)	生年月日	
緊急時の家族等の連絡先		
氏名	続柄 ( )	住所
氏名	続柄 ( )	住所
家族構成・同居状況等		居住建物の構造
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女 はいずれも結婚して県外に居住・・・。		木造二階建て、昭和〇年着工。 普段いる部屋 寝室の位置
特記事項		木造、鉄骨 造、耐火造、 着工時期等
要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話 通訳が必要		
緊急通報システム (あり・なし)		肢体不自由の状況、認 知症の有無、必要な支 援内容等。特段の必要 がなければ、プライバ シーに配慮し、病名等を 記入する必要はない。
避難支援者		
氏名	続柄 ( ) 住所	
氏名	続柄 ( ) 住所	

(裏)

避難勧告等の伝達者・問合せ先  
 〇〇××さん(自治会副会長)。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。  
 ※聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要

その他  
 担当している介護保険事業者名、連絡先等

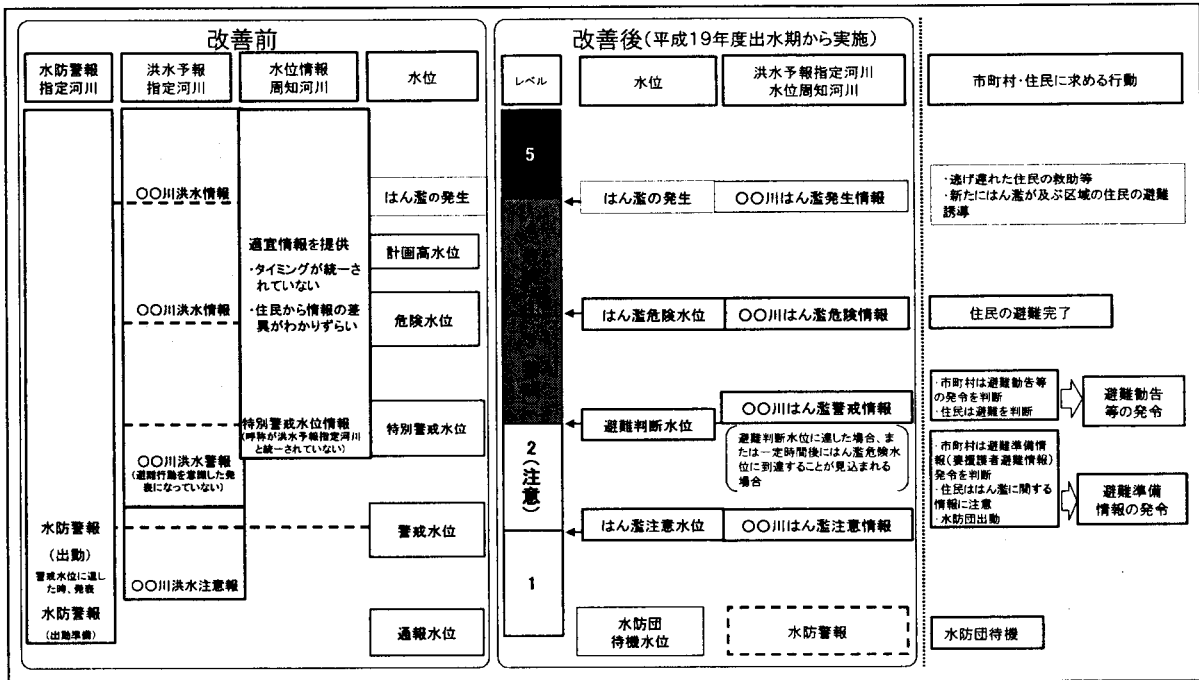
避難所

避難支援者宅	避難所 (集会所)
避難支援者宅	豪雨時等はマンホールに注意
	冠水に注意

避難所の要援護者班：〇〇さん、△△さん、□□さん  
 福祉避難室：1階和室

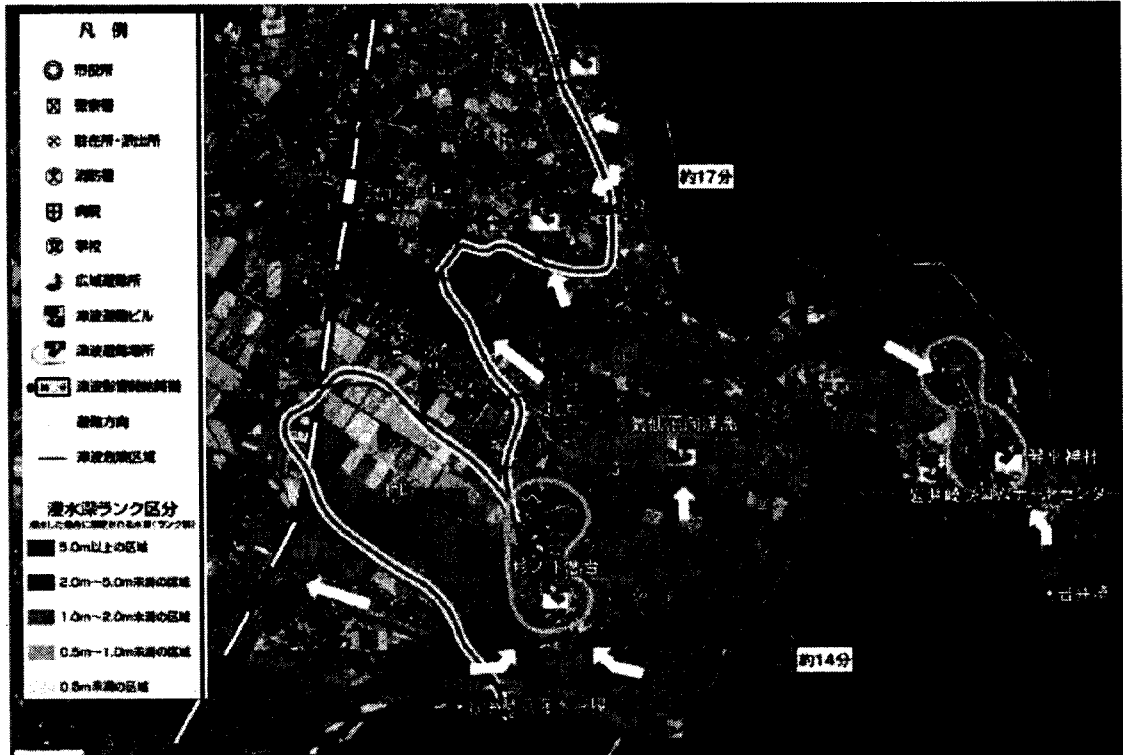


## はん濫危険レベルの設定に応じた水位名称の変更図

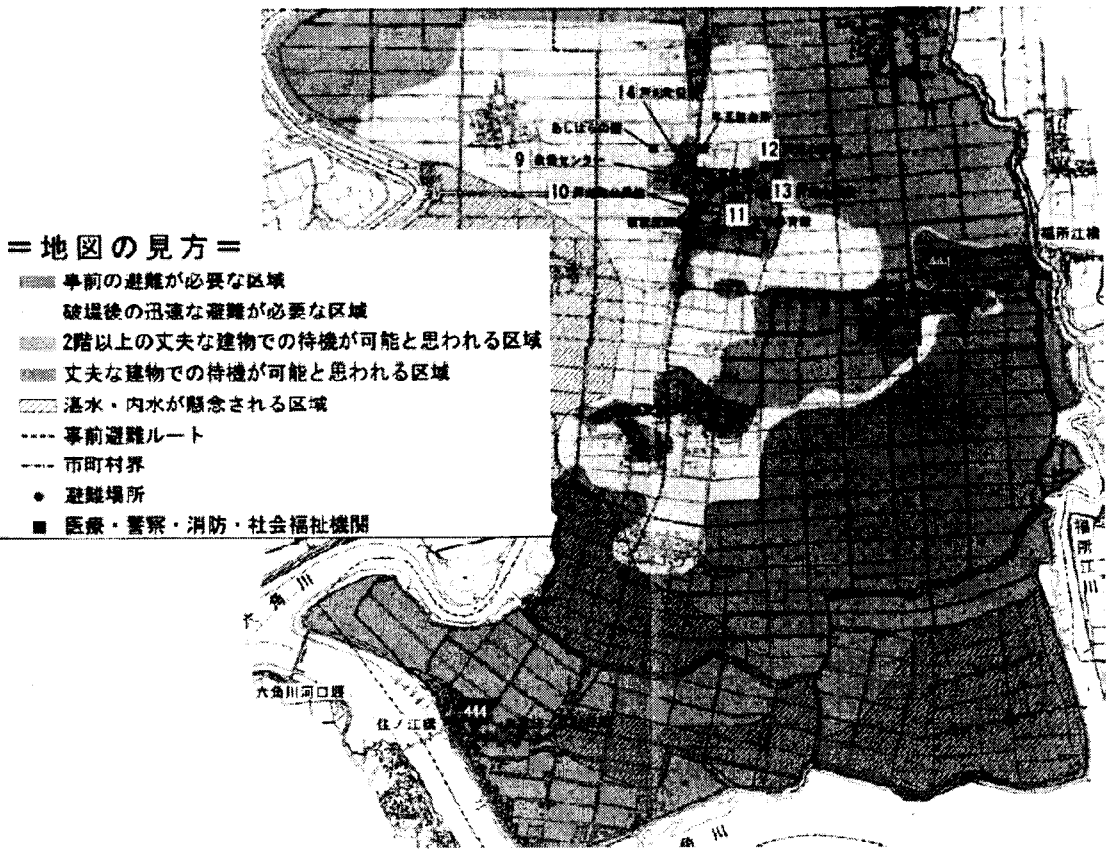




津波ハザードマップの事例



高潮ハザードマップの事例



平成19年に災害救助法を適用した事例における実施した救助の種類及び特別基準の協議状況

(平成20年2月15日現在)

年	適用日	災害名	都道府県	適用市町村数				適用 条項	人的被害(人)			住家の被害(棟)					実施した救助の種類				
				市	区	町	村		計	死者	行方不明	負傷	計	全壊 流失	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	計	うち、特別基準の協議内容	
19	3.25	平成19年能登半島地震	石川県	3		4	7	4号	1	338	339	679	1,717	26,737			29,133	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所設置</li> <li>・応急仮設住宅の設置</li> <li>・炊出しその他による食品の給与</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・被服、寝具その他の生活必需品の給与</li> <li>・住宅の応急修理</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・貸金職員雇上</li> <li>・法第34条の補償</li> <li>・避難所設置</li> <li>・応急仮設住宅の設置</li> <li>・炊出しその他による食品の給与</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・被服、寝具その他の生活必需品の給与</li> <li>・住宅の応急修理</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・貸金職員雇上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> <li>・入居対象者の範囲の拡大、基準単価の引き上げ、集会施設の設置</li> <li>・期間の延長、基準額の引き上げ</li> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長</li> <li>・対象者の拡大、期間の延長</li> <li>・期間の延長</li> <li>・対象者の拡大、期間の延長、基準額の引き上げ</li> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> <li>・入居対象者の範囲の拡大、基準単価の引き上げ</li> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> </ul>		
	7.6	7月6日からの梅雨前線による大雨	熊本県			1	1	4号			0	6	4	18	17	82	127	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被服、寝具その他の生活必需品の給与</li> <li>・住宅の応急修理</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・貸金職員雇上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> </ul>		
	7.16	新潟県中越沖地震	新潟県	8		1	1	10	4号	15	2,285	2,300	1,320	5,655	34,305			41,280	<ul style="list-style-type: none"> <li>精査中</li> </ul>	協議中	
	8.2	台風5号	宮崎県			1	1		4号			8	8	1		3	8	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炊出しその他による食品の給与</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・被服、寝具その他の生活必需品の給与</li> <li>・避難所設置</li> <li>・炊出しその他による食品の給与</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・被服、寝具その他の生活必需品の給与</li> <li>・住宅の応急修理</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・障害物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> <li>・期間の延長、基準単価の引き上げ</li> </ul>	
	9.17	台風11号及び前線による大雨	秋田県	2				2	1号 4号	1	1	5	7	6	223	2	203	249	683	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被服、寝具その他の生活必需品の給与</li> <li>・住宅の応急修理</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・障害物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準単価の引き上げ</li> <li>・対象の拡大、期間の延長</li> <li>・期間の延長</li> <li>・期間の延長</li> </ul>
			19年計		13	0	7	1	21		17	1	2,636	2,654	2,012	7,599	61,062	223	339	71,235	